## 

# 活かしてナンボの会計

# 平成 30 年税制改正が事業承継に与える影響

#### ■ 税理士法人 袖野会計

・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康・社 員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人抽野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL: http://www.sdncpa.or.jp E-mail:soumu@sdncpa.or.jp)



### 1. 平成 30 年税制改正

平成30年度税制改正関連法案は、同予算案とともに、裁量労働制の拡大をめぐり厚生労働省の調査に不適切なデータが見つかった問題に野党の反発があったものの、2月28日夜の衆議院本会議で自民、公明両党の賛成多数で可決し、衆議院を通過した。衆議院で議決した予算案を、参議院で30日以内に議決しない場合は、衆議院の議決が国会の決議となる憲法の衆議院優越の規定により年度内成立が確定した。

安倍内閣は、これまで以上に「生産性革命」と「人づくり革命」を断行し「一億総活躍社会」を作り上げることを目指しており、個人所得課税面においては、「働き方改革」を後押しする観点から、働き方の多様化に対応すべく給与所得控除・公的年金等控除の見直しとともに、その一部を基礎控除に振り替えるなどの見直しがなされている。また、法人課税面においては、デフレ脱却と経済再生に向け、引き続き、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを後押しするため、賃上げ・生産性向上のための税制上の各種措置を講じている。この他にも、観光促進のために新たな税の創設等の改正もあるが、中小企業にとって注目すべき改正は、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充である。

## 2. 事業承継税制の特例

今回の改正措置は、世代交代に向けた集中取組期間として 10 年間(平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日まで)の時限措置であり、事業承継税制の特例としている。現行の事業承継税制における自社株の納税猶予制度では、その猶予割合は 53 %(対象株式の上限 2 / 3 ×猶予割合 80%)であるので、残りの 47% に対しては納税が必要であったが、対象株式の 2 / 3 の上限が撤廃され、さらに相続時の猶予割合が 80% から 100% に引き上げられたことから、自社株承継時の納税負担は、0 となった。

また、納税猶予が打ち切られると利予税とともに猶予税額を納付することとなるリスクを最小化するために、承継後5年平均で80%の雇用を維持するという雇用維持要件を、5年平均で80%下回る場合でも、都道府県への理由書の提出、経営悪化の場合には、認定支援機関の指導助言を受けることにより、猶予税額の納付が不要となるので雇用維持条件は実質的には撤廃されている。

さらに、将来の納税不安を軽減するために、納税免除となるケースは後継者の死亡や破産等限定的であった取扱いを、株式売却や廃業の時点の株価で税額を再計算し、株価が下落した場合は承継時の差額を免除することとされた。

最後に、株式の承継は、先代一人から後継者一人に限定されていたが、多様な事業承継を促進するために、10年間の特例対象期間内であれば、後継者が、代表者で株式を10%以上保有等の条件を満たせば、3人の後継者まで納税猶予が可能であり、しかも、先代のみでなくその配偶者や従業員等からの相続・贈与も対象となる。

今回の改正はあくまでも猶予であり、農地のようにある一定期間経過すればその納税義務がなくなる納税免除ではないものの、自社株承継の税負担は実質的にはなくなり、承継後の納税リスクも大幅に軽減されているので、本事業承継税制の特例の適用は増加するものと考えられている。ただし、複数の子供のうち、例えば長男のみが後継者となる場合のように後継者の他に法定相続人が存在するケースでは、各法定相続人の遺産の取得割合が法定相続分と乖離するので、「自社株式を遺留分算定基礎財産から除外する」事業承継の遺留分に関する民法特例の利用も検討すべきである。事業承継のために、持株会社の設立、従業員持ち株会の組成等することなく、事業承継時の税負担をなくすことが可能となったことは、より本業の承継に集中することが可能となるので、中小企業の経営改善にも資するものと思われる。